





# 標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

## 第1章 補償金等の支払い

### (当社の支払責任)

**第1条** 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって身体に傷害を受けたときは、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます。)を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有傷カス又は有傷骨を偶然の一時的に吸収、吸収又は排泄したときと急激かつ偶然な外来の事故に起因して発生した結果生じた中等症以上中等症以下を含まず、ただし、細菌性食中毒は含まれません。

### (用語の定義)

**第2条** この規程において「企画旅行」とは、標準旅行契約款募集型企画旅行契約の第2条第2項及び受注確認企画旅行契約の第2条第3項に定められているをいいます。

この規定において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務券等によって提供される当該企画旅行に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までその期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時からあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の予定の日時と復帰の予定の間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時からあらかじめ当社に届け出ることなく離脱し又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した後は「企画旅行参加中」とはいいません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず日(旅行日の標準時)により、あらかじめ定められている場合において、その旨が当該日又はその前日において旅行者が被った傷害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいいません。

前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- (2) 前項の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、
  - イ 航空機であるときは、乗客のみが乗った飛行機機内における手荷物の検査等の完了時
  - ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
  - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時
  - ニ 車両であるときは、乗車時
  - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

ホ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とする。

**第2項** の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
- (2) 前項の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
  - イ 航空機であるときは、乗客のみが乗った飛行機機内からの退場時
  - ロ 船舶であるときは、下船時
  - ハ 鉄道であるときは、乗車終了時又は改札のないときは当該列車降車時
  - ニ 車両であるときは、降車時
  - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

ホ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とする。

## 第2章 補償金等を支払わない場合

### (補償金等を支払わない場合一その1)

**第3条** 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に對して補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(4) 旅行者が故意に定められた運送資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができない状態から運転した結果生じた事故又は、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(6) 旅行者の病態、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(7) 旅行者の転倒、出血、凍傷、凍死又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

(8) 旅行者の所持品又は拘留若しくは監禁中に生じた事故

(9) 戦争、外国の武力行使、革命、武装暴動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事又は暴動(この規程においては、群衆による多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持に重大な事態と認められる状態をいいます。)

(10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はその特性による事故

(11) 前2号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部怪我(いわゆる「むちうち症」)は腰痛(他覚症状のない)のみに対して、補償金等を支払いません。

### (補償金等を支払わない場合一その2)

**第4条** 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に對しても、補償金等を支払いません。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に伴随して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

### (補償金等を支払わない場合一その3)

**第5条** 当社は、次の各号に掲げる傷害に對しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合を除き、補償金等を支払いません。各号の各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に對しても、補償金等を支払います。

- (1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行(いずれも競争を含みます。)又は試乗(性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。)をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車若しくはモーターボートこれらを用いて行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。
- (3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便又は不定期便であるを問いません。)以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

### (補償金等を支払わない場合一その4)

**第5条の2** 当社は、死亡補償金を受け取るべき者の各号の各号に掲げられたいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払うことがありません。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- (1) 暴力団員、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等の他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

## 第3章 補償金等の種類及び支払額

### (死亡補償金の支払い)

**第6条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円(以下「補償金」といいます。)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者によって既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した金額を支払います。

### (後遺障害補償金の支払い)

**第7条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で後遺障害(身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損、かつ、その原因となつた傷害を受けた後のもの)を被ったときは、以下同様とします。若しくは、旅行者1名に対して、別表第2の各号の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えて不定期便を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認めて、後遺障害補償金を支払います。

3 別表第2の各号に掲げられない後遺障害のうち、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(4)、3(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に對しては、後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事により2項以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に對しては、一般にその合計額を補償金、補償金額の上限として支払いません。

5 前各号に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

### (入院見舞金の支払い)

**第8条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することができなくなり、かつ、その期間が30日以上継続するときは、当該期間中において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において「療養」といいます。した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
  - イ 入院日数 180日以下 20万円
  - ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を受けたとき 10万円
  - ハ 入院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
  - ニ 入院日数 7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 10万円
- ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
- ハ 通院日数 7日以下7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- ニ 通院日数 3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が療養しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき当該期間中または、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

4 当社は、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき又は当該期間中または、その状態にある期間については、入院見舞金を支払いません。

5 入院見舞金の支払いは、事故の日から180日を経過した後の通院に對しては、入院見舞金を支払いません。

6 当社は、旅行者1名に対して、入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うことはできません。その合計額を支払います。

**第9条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することができなくなり、かつ、その期間が30日以上継続するときは、当該期間中において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において「療養」といいます。した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
  - イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 20万円
  - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 10万円
  - ハ 入院日数 7日未満の傷害を受けたとき 5万円
  - ニ 入院日数 3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 10万円
- ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
- ハ 通院日数 7日以下7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- ニ 通院日数 3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が療養しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき当該期間中または、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

4 当社は、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき又は当該期間中または、その状態にある期間については、入院見舞金を支払いません。

5 入院見舞金の支払いは、事故の日から180日を経過した後の通院に對しては、入院見舞金を支払いません。

6 当社は、旅行者1名に対して、入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うことはできません。その合計額を支払います。

**第10条** 当社は、旅行者1名に対して入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを(別表第2の項において、第1号に掲げるもの)のみを支払います。

(1) 入院見舞金(当社が第1条の傷害を被り、その期間が30日以上継続するときは、当該期間中において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において「療養」といいます。した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
  - イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 20万円
  - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 10万円
  - ハ 入院日数 7日未満の傷害を受けたとき 5万円
  - ニ 入院日数 3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 10万円
- ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
- ハ 通院日数 7日以下7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- ニ 通院日数 3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が療養しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき当該期間中または、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

4 当社は、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき又は当該期間中または、その状態にある期間については、入院見舞金を支払いません。

5 入院見舞金の支払いは、事故の日から180日を経過した後の通院に對しては、入院見舞金を支払いません。

6 当社は、旅行者1名に対して、入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うことはできません。その合計額を支払います。

**第11条** 当社は、旅行者1名に対して入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを(別表第2の項において、第1号に掲げるもの)のみを支払います。

(1) 入院見舞金(当社が第1条の傷害を被り、その期間が30日以上継続するときは、当該期間中において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において「療養」といいます。した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
  - イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 20万円
  - ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 10万円
  - ハ 入院日数 7日未満の傷害を受けたとき 5万円
  - ニ 入院日数 3日以上7日未満の傷害を受けたとき 2万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

- イ 通院日数 90日以上の傷害を受けたとき 10万円
- ロ 通院日数 7日以上90日未満の傷害を受けたとき 5万円
- ハ 通院日数 7日以下7日未満の傷害を受けたとき 2万円
- ニ 通院日数 3日以上7日未満の傷害を受けたとき 1万円

3 旅行者が療養しない場合においても、骨折等の傷害を受けた部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき当該期間中または、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

4 当社は、平常の業務に従事することが平常の生活に著しい支障を生じたとき又は当該期間中または、その状態にある期間については、入院見舞金を支払いません。

5 入院見舞金の支払いは、事故の日から180日を経過した後の通院に對しては、入院見舞金を支払いません。

6 当社は、旅行者1名に対して、入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うことはできません。その合計額を支払います。

**第12条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第13条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第14条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第15条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第16条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第17条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第18条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第19条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第20条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第21条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第22条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第23条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第24条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第25条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第26条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第27条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第28条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第29条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第30条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第31条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第32条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第33条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第34条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第35条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第36条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第37条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第38条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第39条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第40条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第41条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第42条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第43条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第44条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第45条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第46条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第47条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第48条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第49条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第50条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第51条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第52条** 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故の結果として発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

**第53条** 旅行者が第1条

# 標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 総則

### （適用範囲）

**第1条** 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

**第2条** 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### （用語の定義）

**第2条** この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次ぎすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受け契約をいいます。

**第2条** この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行を行い、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

**第2条** この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスの手配するために、運賃、宿泊料その他の旅行業務等に対して支払う費用及び旅行者の旅行業務取扱料金（変更手数料料金及び取消料料金を除きます。）をいいます。

**第2条** この部で「提携会社」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員の間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社の任意の大会員規約に従って決済することによって、旅行者があらかじめ当該会社から旅行代金等を第14条第2項第2号の規定による方法により支払うことと内容とする手配旅行契約をいいます。

**第2条** この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

### （手配義務の終了）

**第3条** 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の義務の履行は終了します。したがって、議員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の手配業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければならない。通信契約を締結した場合においては、カード利用は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知いたします。

### （手配代行）

**第4条** 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、旅行の全部又は一部を本邦内又は本邦外の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

## 第2章 契約の成立

### （契約の申込み）

**第5条** 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければならない。

**第5条** 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼しようとする旅行サービスの内容を契約に追加しなければならない。

**第5条** 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

### （契約締結の拒否）

**第6条** 当社が、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に同意しないことがあります。

(1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴行を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) 旅行者が、悪質かつ反社会的な行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(5) 当社が当該業務を営む行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(6) その他当社の業務上の都合があるとき。

### （契約成立時期）

**第7条** 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受領した時に成立するものとします。

**第7条** 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

### （契約成立の特則）

**第8条** 当社が、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払を受けるとする、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

**第8条** 前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

### （乗車券及び宿泊券の特則）

**第9条** 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの申込みを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

**第9条** 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

**第10条** 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

**第10条** 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載することによりします。

### （情報通信の技術を利用する方法）

**第11条** 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下これを「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

**第11条** 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（等）当該旅行者の個人に併用するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 第3章 契約の変更及び解除

### （契約内容の変更）

**第12条** 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

**第12条** 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等から支払う取消料、取扱料その他の手配料の変更による費用を負担するほか、当社に対し、当該手配料の変更手数料を支払わなければならない。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

### （旅行者による任意解除）

**第13条** 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

**第13条** 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受ける旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、運送料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料料金及び当社が有する当該取扱料金を支払わなければならない。

### （旅行者の責に帰すべき事由による解除）

**第14条** 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行者が前項の第1号までに旅行代金を支払わないとき。

(2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

(3) 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。

**第14条** 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、運送料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払った費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消料料金及び当社が有する当該取扱料金を支払わなければならない。

### （当社の責に帰すべき事由による解除）

**第15条** 旅行者は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

(1) 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を除いて、既に受取った旅行代金を旅行者に払い戻します。

**第15条** 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

## 第4章 旅行代金

### （旅行代金）

**第16条** 旅行者は、旅行開始前当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払

なければならない。

**第16条** 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払を受けず、この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

**第16条** 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動をきたした場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

**第16条** 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

**第16条** 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けず、この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当該旅行代金の支払日とします。当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社が定める期間までに、当社が定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならない。

### （旅行代金の精算）

**第17条** 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に受取った金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項の定めるところにより運賃等の旅行代金の精算を行います。

**第17条** 精算旅行代金と旅行代金として既に受取った金額とを比べると、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならない。

**第17条** 精算旅行代金と旅行代金として既に受取った金額とを比べると、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

## 第5章 団体・グループ手配

### （団体・グループ手配）

**第18条** 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

### （契約責任者）

**第19条** 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成メンバー」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を行使して、前項の団体・グループに属する旅行業務に関する取次及び第22条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

**第19条** 契約責任者は、当社が定める日までに、構成メンバーの名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければならない。

**第19条** 当社は、契約責任者が構成者に対して現に、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

**第19条** 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選出した構成者を契約責任者とみなします。

### （契約成立の特則）

**第20条** 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払を受けず、この場合において、手配旅行契約の締結を承諾することができます。

**第20条** 前項の規定に基づいて申込金の支払いを受けず、手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者による旨を記載した書面を交付するものと、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

### （構成の変更）

**第21条** 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

**第21条** 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更による費用は、構成者に帰属するものとします。

### （添乗サービス）

**第22条** 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。

**第22条** 添乗員は、添乗サービスの提供は、原則として、あらかじめ決定した旅行日程上、団体・グループが移動を行ったときに必要業務とします。

**第22条** 添乗員が添乗サービスを提供する場合は、原則として、8時から20時までです。

**第22条** 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならない。

## 第6章 責任

### （当社の責任）

**第23条** 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行かせた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときは限りません。

**第23条** 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の損害を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

**第23条** 当社は、手荷物として生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行においては14日以内、海外旅行においては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。

### （旅行者の責任）

**第24条** 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならない。

**第24条** 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を照し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければならない。

**第24条** 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを再帰し受けるため、万が一契約書面に異なる旅行サービス提供されたとき、旅行者は、旅行開始後において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

## 第7章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

### （弁済業務保証金）

**第25条** 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂ジャストシティビル）の保証社員になっております。

**第25条** 前項の手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人の保証金で保証していただく弁済業務保証金から、債権に關するまで弁済を受けることができます。

**第25条** 当社は、旅行開始前第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分組金を納付しておりますので、同法第7条第1項に基づく営業保証金を負担しておりません。

(4) その他当社の業務上の都合があるとき。

**第25条** 当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約より引き受けた旅行サービス（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他の必要事項を記載した書面を交付します。

**第25条** あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、「情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下これを「記載事項」といいます。）を提出したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

**第25条** 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（等）当該旅行者の個人に併用するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

### （守秘義務）

**第25条** 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報に漏らさないよういたします。

### （旅行代金の債務）

**第25条** 当社は、当社が定める期間までに、渡航手続代行料金を支払わなければならない。

**第25条** 旅行者は、当社が定める期間までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書等」といいます。）を当社に提出しなければならない。

**第25条** 当社が、受託業務を行うに当たって、前項の本邦の官公署、在外国公館その他の者に、手数料、資料料、委託料その他の料金（以下「査料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対し、当該査料等を支払わなければならない。

**第25条** 受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が支払われたときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければならない。

### （契約の解除）

**第25条** 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。

**第25条** 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することができます。

(1) 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書等を提出しないとき。

(2) 当社が、旅行者から提出された渡航手続書等に不備があると認めるとき。

(3) 旅行者が、渡航手続代行料金、査料等又は前条第4項の費用を所定の期日までに支払わないとき。

(4) 旅行者が前条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき。

(5) 第3条第1号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないおそれがあるとき、旅券、査証又は入国許可を当社に提出し、当社が当該旅券等に関する規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査料等及び前条第4項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければならない。

### （当社の責任）

**第25条** 当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときは限りません。

**第25条** 旅行者が手配旅行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できると及び旅券等の入出国が許可されることを決定するものではありません。したがって、当社の旅行に帰する事由によらず、旅行者が旅券等を取得できず、又は関係国への入出国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

## 標準旅行業約款（旅行相談契約）

### （適用範囲）

**第1条** 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

**第1条** 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### （旅行相談契約の定義）

**第2条** この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受け契約をいいます。

(1) 旅行者が旅行者の計画を作成するために必要な助言

(2) 旅行者の計画の作成

(3) 旅行者に必要な情報の見取り

(4) 旅行者が旅券・査証・入国許可に関する情報提供

(5) その他旅行者に必要な助言及び情報提供

### （契約の成立）

**第3条** 当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければならない。

**第3条** 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

**第3条** 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

**第3条** 当社が、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に同意しないことがあります。

(1) 旅行者が相談内容が公平に相反し、若しくは旅行代金において履行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。

(2) 旅行者が、暴行、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(3) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(4) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(5) 旅行者が、悪質かつ反社会的、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(6) その他当社の業務上の都合があるとき。

### （相談料金）

**第4条** 当社が第2条に掲げる業務を行えば、旅行者は、当社に対し、当社が定める期間までに、当社所定の相談料金を支払わなければならない。

### （契約の解除）

**第5条** 当社は、旅行者が第3条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することができます。

### （当社の責任）

**第6条** 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内に当社に対して通知があったときは限りません。

**第6条** 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に同意しないことがあります。

(1) 旅行者が、相談内容が公平に相反し、若しくは旅行代金において履行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。

(2) 旅行者が、暴行、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) 旅行者が、悪質かつ反社会的、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

## 標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

### （適用範囲）

**第1条** 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

**第1条** 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### （渡航手続代行契約を締結する旅行者）

**第2条** 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集企画旅行契約、受託企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行者者の募集企画旅行契約において当社が代理して契約を締結した旅行者となります。

### （渡航手続代行契約の定義）

**第3条** この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受け契約をいいます。

(1) 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続

(2) 出入国手続書の作成

(3) その他前号各号に関連する業務

### （契約の成立）

**第4条** 当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければならない。

**第4条** 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受領した時に成立するものとします。

**第4条** 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

**第4条** 当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に同意しないことがあります。

(1) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

(2) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(3) 旅行者が、悪質かつ反社会的、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

## 一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

# 国内募集型企画旅行条件書

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社JTX（以下「当社」といいます）が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書のほか、出発前にお渡しする「旅程表」と称する確定書面（以下「旅程表」といいます）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2-1. 旅行の申込みと予約

- (1) 所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入のうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。

旅行代金の額	申込金（お1人様）
3万円未満	6,000円～旅行代金まで
3万円以上6万円未満	12,000円～旅行代金まで
6万円以上10万円未満	20,000円～旅行代金まで
10万円以上	代金の20%～旅行代金まで

- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます（受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、当社の契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を所定の決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済することと、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを、あらかじめご承諾いただき、「電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することができます（以下、特別の事項を定めるときは、この契約を「通信契約」といいます）。通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次の①から③、契約の成立時期につき第3項(2)、お客様からの契約の解除につき第13項(1)及び旅行代金の払戻しにつき第18項(2)に、特別の定めをしています。
  - ①通信契約のお申込みの際し、会員のお客様は「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「クレジットカード名」、「会員番号」、「クレジットカード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
  - ②通信契約での「クレジットカード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とします。

- ③与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

## 2-2. ウェイティングの取扱いについての特約 (通信契約を除く)

- (1) お申込みの時点で満席、満室その他の事由により契約の締結の承諾が直ちにできない場合において、お客様が引き続き契約を希望されるときは、当社は、契約締結の承諾をお待ちいただける期限（以下「期限」といいます）をお客様と確認のうえ、契約待機中（以下「ウェイティング」といいます）のお客様として登録を受け付けることがあります。
- (2) この場合、当社は、申込金と同額以上の金額の「預り金」を収受し、契約締結の承諾ができる状況になった場合は、契約締結を承諾する旨の通知（以下「承諾通知」といいます）をするとともに、承諾通知をした時点において「預り金」を申込金に充当します。
- (3) なお、「当社の承諾通知の前に、お客様よりウェイティングのお客様としての登録の撤回のお申し出があった場合」又は「期限までに当社による承諾通知ができなかった場合」は、「預り金」を全額払い戻します。
- (4) 「預り金」のご提出の時点及びウェイティングの登録の時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社が、将来的に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。

## 3. 契約の成立時期

- (1) お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。
  - ①店頭及び当社の外務員による訪問販売の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が申込金を受理した時。
  - ②電話等の通信手段による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当社がお客様から申込金を受理した時。
  - ③第2-2項「ウェイティングの取扱いについての特約」のお客様の場合は、当社がお客様に承諾通知をし、当社が「預り金」を申込金に充当した時（なお、当社の承諾通知の前に、お客様からウェイティングの登録の撤回のお申し出がない場合に限りです）。
- (2) 通信契約は、当社の通信契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します（お客様がその内容を知り得る状況になった時をいい、内容を了知した時ではありません）。

## 4. 申込み条件

- (1) 未成年者が参加の場合、原則、法定代理人（親権者等）の同意書の提出が必要です。
- (2) 中学生以下の未成年者のご参加の場合、成年者の同行がないときは、当社は、お申込みをお断りすることがあります。
- (3) ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- (4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方とその他特

別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

- (5) 前号のお申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。そのために、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- (6) 前号に基づきお申出に応じる場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。
- (7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (8) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱（離団）する場合には、その旨及び復帰の予定日時について添乗員又は係員にご連絡ください。無断で離脱された場合、当社は当該離脱中の損害につき特別補償責任は負いません。
- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (10) 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
  - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (11) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

## 5. 契約責任者による申込み

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 6. 「旅程表」（確定書面）の交付

当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定した旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「旅程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約のお申込みがなされた場合には、旅行開始日当日までに交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

## 7. 旅行代金及び支払い期限

- (1) 「旅行代金」は、特に注釈のない限り、旅行開始日を基準として年齢が12歳以上の方はおとな旅行代金、6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方はこども旅行代金となります。
- (2) 旅行代金におとな・こどもの区分表示がない場合は、満6歳以上の全ての方に当該旅行代金を適用します。
- (3) 「旅行代金」は、第2-1項(1)の「申込金」、第14項(1)の「違約料」、第15項の「取消料」及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。
- (4) 旅行代金（申込金を差し引いた残額）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただけます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前以降にお申込みをされた場合は、お申込時に全額お支払いいただけます。又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただけます。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) パンフレット、ウェブサイトの旅行日程に明示した次に掲げるもの。
  - ①運送機関の運賃・料金（注釈のない限り航空機はエコノミークラス、鉄道は普通席）
  - ②宿泊、食事の料金及びサービス料金・税
  - ③旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金
  - ④添乗員が同行するコースの添乗員経費等
  - ⑤その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用
- (2) 本項(1)の代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれない主なもの

第8項のほか、次に掲げるもの（その一部を例示します）。

- ①空港施設使用料（空港により必要な場合）
- ②超過手荷物料金（規定の重量、寸法、個数を超える分について）
- ③旅行日程に含まれていない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料金・税
- ④「お客様負担」等旅行代金に含まれていない旨を明示した観光に伴う入場料金等
- ⑤希望者のみが参加されるオプションツアー等の料金

## 10. 契約内容の変更

- (1) 当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容そ

他の契約の内容を変更することがあります。

- (2) この場合、当社は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明します。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 1.1. 旅行代金の額の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2) 前項(1)の契約内容の変更に伴い、旅行実施に要する費用が増加又は減少した場合は、当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(以下「オーバーブッキング=過剰予約受付」といいます)による変更の場合を除き、当社はその変更に伴う費用の差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。
- (3) 前号の規定にかかわらず、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (4) 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金の額を変更します。

## 1.2. お客様の交替

- (1) お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。
- (2) この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、運送・宿泊機関等の空席・空室状況、適用規則、その他やむを得ない事由により予約や氏名変更ができないときは、お客様の交替をお断りすることがあります。

## 1.3. お客様からの契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様は、いつでも第15項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みをされた当社の営業時間内とします(営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のクレジットカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。
- (2) お客様は、次に掲げる場合は、本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
- ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の表の左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- ②天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ③当社がお客様に対し、第6項の期日までに、「旅程表」を交

付しなかったとき。

- ④当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

## 1.4. 当社からの契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客様が第7項(4)の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は、その翌日にお客様が契約を解除したものとみなし、この場合、取消料と同額の「違約料」をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。
- ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ⑧お客様が第4項(10)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)の全額をお客様に払い戻します。契約の解除により当社に損害が生じたときは、お客様にその賠償を求めることがあります。

## 1.5. 取消料(お客様からの契約の解除)

契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様お1人様につき次に定める取消料をいただきます。

取消日(契約解除の期日)		取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	[1] 20日~8日前まで (注1) 10日~8日前まで	旅行代金の20%以内
	[2] 7日~2日前まで	旅行代金の30%以内
[3] 旅行開始日前日		旅行代金の40%以内
[4] 旅行開始日当日([5]を除く)		旅行代金の50%以内
[5] 旅行開始後又は無連絡不参加(注2)		旅行代金の100%以内

(注1)「日帰り旅行」に限り、[1]の取消料は「10日~8日前まで」の期日とします。

(注2)「旅行開始後」とは、当社旅行業約款別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。「無連絡不参加」とは、お客様が「旅程

表」にしたがった最初の旅行サービスを受けることができる時刻までに当社に連絡なく旅行サービスを受けなかったことをいいます。

## 16. お客様からの契約の解除（旅行開始後）

- (1) お客様のご都合により、途中で契約を解除又は離脱（離団）された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- (2) お客様は、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第13項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。
- (3) 前号の場合、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

## 17. 当社からの契約の解除（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
  - ①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
  - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
  - ④お客様が第4項(10)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 当社が前号の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客様と当社との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務の履行は完了します。
- (3) 前号の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。
- (4) 当社は、本項(1)①及び③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

## 18. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第11項の規定による旅行代金の減額又は第13項から第17項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対

し当該金額を払い戻します。

- (2) 通信契約を締結したお客様に前号の払い戻すべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をクレジットカード利用日とします。

## 19. 旅程管理

- (1) 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。
  - ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。
  - ②前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2) 当社によってあらかじめ必要なクーポン類をお渡しし、かつ、旅程管理を行わない旨を明示しているときは、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- (3) 本項(1)については、「添乗員同行」、「現地添乗員同行」（以下、添乗員等といいます）と記載されたコースについては、次項の「20. 添乗員等」の(1)～(2)によります。

## 20. 添乗員等

- (1) 「添乗員同行」と記載されたコースには、全行程に添乗員が同行し、前項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社の認める必要な業務の全部又は一部を行います。なお、添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。
- (2) 「現地添乗員同行」と記載されたコースには、原則として旅行目的地（現地到着から現地出発までの間で明示した区間）に限り、現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は前号における添乗員の業務に準じます。
- (3) 「現地係員が案内する」旨が記載されたコースには、添乗員は同行しませんが、現地係員が当社の認める必要な業務を行います。

## 21. 保護措置

- (1) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 前号において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 22. 当社の損害賠償責任

- (1) 当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代



行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

## 2.3. 特別補償責任

(1) 当社は、前項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、お客様1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数が3日以上になったときは1万円~5万円、携帯品に係る損害補償金（お客様1名につき15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。

(2) 当社は前号の規定にかかわらず、貴重品（現金、有価証券、宝石類、貴金属類等）、航空券、クーポン類、パスポート、クレジットカード、免許証、預金・貯金通帳（通帳及び現金引出し用カードを含む）、重要書類、各種電磁媒体に記録されたデータ（SDカード、DVD、USB等）、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他約款の別紙「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。

(3) 損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第21条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にある第三者には、旅行同行者は含まれません。

(4) 本項(1)の損害について当社が第22項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(5) 当社は、次に掲げる事由により損害を被られた場合は補償金及び見舞金は支払いません。

- ① お客様の故意、疾病、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領の事故。
- ② 旅行日程に含まれていない場合で、自由行動中の山岳登山（登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他「特別補償規程 別表第1」に定めるいわゆる、「危険スポーツ」参加中の事故。
- ③ その他「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当するとき。

(6) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行（オプションツアー）については、本体の旅行契約の一部として取り扱います（この場合、契約書面において当該オプションツアーには「旅行企画・実施 株式会社JTX」と明示します）。

(7) 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日（無手配日）については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはしません。

## 2.4. 旅程保証責任

(1) 当社は、本項の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。なお、お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります。

(2) 前号の規定にかかわらず、次の①~②で規定する変更の場合は、変更補償金を支払いません（「オーバーブッキング=過剰予約受付」が原因の場合を除きます）。

① 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画による運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置としての変更。

② 第13項から第17項までの規定による契約が解除された部分に係る変更。

(3) 当社が1つの契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(4) 当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第22項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、支払い済みの変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り）	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港（出発空港）又は旅行終了地たる空港（帰着空港）の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2) 「旅程表」（確定書面）が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「旅程表」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「旅程表」の記載内容との間又は「旅程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

(注3) ③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

(注4) ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5) ④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき

1件として取り扱います。

(注6) ⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。

(注7) 旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は「変更」に含まれません。

## 25. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 26. 事故等の申し出

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「旅程表」等でお知らせする「連絡先」にご連絡ください（連絡できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください）。

## 27. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及び受託旅行者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- (2) 旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてお客様にご同意いただきます。
- (3) 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社については、当社（TEL：0476-45-1866）にお問い合わせいただくか、当社ホームページ（<http://jtx.co.jp>）にてご確認ください。

## 28. 旅行条件・旅行代金の基準期日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2022年6月8日現在です。

### <旅行企画・実施>

千葉県知事登録旅行業第2-834号

## 株式会社 JTX

千葉県印西市中央北1-3-3CNCビル208

電話番号 0476 - 45 - 1866



(一社) 全国旅行業協会正会員

お問い合わせ・お申込みは

<受託販売>

担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者（当営業所での取引責任者）にご質問ください。

作成／一般社団法人全国旅行業協会

監修／三浦雅生弁護士（五木田・三浦法律事務所）